

八尾市条例第20号

八尾市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより市の事務若しくは事業、市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穩を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するもの及び市が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等をいう。
- (6) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (7) 公の施設 地方自治法第244条第1項に規定する施設をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力

団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の3第1項の規定により大阪府公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りつつ主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を市又は警察に対し、積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りつつ主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

(公共工事等からの暴力団の排除)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方

(以下「契約相手方」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。ただし、その所有する土地を取得する必要がある場合等当該契約の性質又は目的により公益上の合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (6) 公共工事等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
- (7) 公共工事等に係る下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

（公の施設における暴力団の排除）

第10条 市長又は教育委員会及び指定管理者（以下「市長等」という。）は、公の施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）について暴力団を利することとなると認められるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、使用等を許可しないものとする。

2 市長等は、既に公の施設の使用等の許可をしている場合においても、その使用等が暴力団を利することとなると認められるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定により、使用等の許可を取り消し、又は使用等の中止を命ずるものとする。

3 市長等は、前項の規定により使用等の許可を取り消し、又は使用等の中止を命じた場合において、当該使用等に係る者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（市の事務及び事業からの暴力団の排除）

第11条 市は、第7条から前条までに規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密

接関係者について必要な措置を講ずること等により、市の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

(青少年に対する指導等のための措置)

第12条 市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勧告及び公表等)

第13条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその旨を通知し、意見陳述等の機会を与えなければならない。

(個人情報収集、提供及び意見の聴取)

第14条 八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として必要となる個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、当該目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報のうち必要と認めるものを大阪府警察本部長に提供し、意見を聴くことができる。

(公営企業管理者が行う公共工事等の事務への適用)

第15条 公営企業管理者が行う公共工事等の事務に係るこの条例の適用については、この条例の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(八尾市立コミュニティセンター条例の一部改正)

2 八尾市立コミュニティセンター条例（昭和56年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

(使用の許可の制限)

第3条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 業として行う営利を目的とするとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) その他センターの管理上支障があるとき。

(使用の許可の取消し等)

第3条の3 市長は、第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けたとき。

(2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

第4条第1項中「前条の使用の許可を受けた者」を「使用者」に改める。

(八尾市文化会館条例の一部改正)

3 八尾市文化会館条例（昭和62年八尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

（八尾市立社会福社会館条例の一部改正）

- 4 八尾市立社会福社会館条例（昭和48年八尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

（八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例の一部改正）

- 5 八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例（昭和62年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、その行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

- (2) その他施設の利用に支障があると認められるとき。

第2条の次に次の1条を加える。

（許可の取消し等）

第2条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項ただし書の規定による許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、又はその行為を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、その者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段によりその許可を受けたとき。

- (2) 前条第2項各号に定める事由が発生したとき。

- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例の一部改正)

- 6 八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例(平成10年八尾市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市立障害者総合福祉センター条例の一部改正)

- 7 八尾市立障害者総合福祉センター条例(平成16年八尾市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第9条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市立人権コミュニティセンター条例の一部改正)

- 8 八尾市立人権コミュニティセンター条例(平成14年八尾市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市立老人福祉センター条例の一部改正)

- 9 八尾市立老人福祉センター条例(昭和50年八尾市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用許可の取消し等)

第4条の2 指定管理者は、前条の規定により使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市立中小企業サポートセンター条例の一部改正)

10 八尾市立中小企業サポートセンター条例（平成23年八尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「ことができる」を「ものとする」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例の一部改正)

11 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例（平成20年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市まちなみセンター条例の一部改正)

12 八尾市まちなみセンター条例（平成11年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市都市公園条例の一部改正)

13 八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改

正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可をしないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公衆の公園の利用に支障があると認められるとき。

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団の利益になると認められる者

第15条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団の利益になると認められる者

第17条第3号を次のように改める。

(3) 第15条各号に定める事由が発生したとき。

（八尾市立南木の本防災公園条例の一部改正）

14 八尾市立南木の本防災公園条例（平成24年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可をしないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。

(2) その他公衆の防災公園の利用に支障があると認められるとき。

第7条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第5条第4項各号に定める事由が発生したとき。

第11条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団の利益になると認められる者

第13条第3号を次のように改める。

(3) 第11条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市学校体育施設開放条例の一部改正)

15 八尾市学校体育施設開放条例（平成21年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市生涯学習センター条例の一部改正)

16 八尾市生涯学習センター条例（平成5年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市立青少年会館条例の一部改正)

17 八尾市立青少年会館条例（昭和50年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(八尾市立総合体育館条例の一部改正)

18 八尾市立総合体育館条例（平成9年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市立南木の本防災体育館条例の一部改正)

19 八尾市立南木の本防災体育館条例（平成24年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第9条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市立山本球場条例の一部改正)

20 八尾市立山本球場条例（昭和31年八尾市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の制限)

第5条の2 球場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は使用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(4) 球場の管理上支障があると認めるとき。

(5) その他指定管理者が必要と認めるとき。

第6条中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき。

第6条第3号を削る。

(八尾市立市民運動広場設置条例の一部改正)

21 八尾市立市民運動広場設置条例（昭和59年八尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（使用の許可の制限）

第3条の2 運動広場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 運動広場の管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めるとき。

第4条中「前条」を「第3条」に、「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき。

第4条第3号を削る。

（八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例の一部改正）

22 八尾市立市民運動広場設置条例の一部を改正する条例（平成22年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条」の次に「、第3条の2」を加える。

（八尾市立青少年運動広場設置条例の一部改正）

23 八尾市立青少年運動広場設置条例（昭和61年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第4条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(安中新田会所跡旧植田家住宅条例の一部改正)

24 安中新田会所跡旧植田家住宅条例（平成20年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「又は前条第1項の許可を受けようとする者」を削り、「若しくは退館を命じ、又は同項の許可をしないことができる」を「又は退館を命ずるものとする」に改め、同条第3号中「入館し、又は使用する」を「入館する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(2) 前項各号に定める事由が発生したとき。

第9条第1項第1号中「前条各号」を「前条第2項各号」に改める。

(八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例の一部改正)

25 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例（平成3年八尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

第4条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条各号に定める事由が発生したとき。

(八尾市立テニス場設置条例の一部改正)

26 八尾市立テニス場設置条例（平成4年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の制限)

第3条の2 テニス場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) テニス場の管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めるとき。

第4条中「前条」を「第3条」に、「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき。

第4条第3号を削る。